

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社浅川組
法人番号 : 4170001000086
業者の住所 : 和歌山県和歌山市小松原通3-69
- 2 指名停止の期間 : 令和6年8月9日～令和6年10月8日(2か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

4 事実概要

当該事業者を代表者とする特定建設工事共同企業体は、和歌山県発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事において、令和4年9月に和歌山県の検査を受け工事を完了した。

令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明した。その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長から監督処分（営業停止40日間）を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第1第3号（下記参照）に該当する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～2 省略	省略
(過失による粗雑工事)	
3 機構発注工事以外の工事(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上3か月以内
4～8 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)